



証明書について



★ インフルエンザなどで出席停止になった場合、医師に登校を許可された段階で、証明書を作成してもらい、登校時担任へ提出してください。

※証明書はHP（保護者の方へ）にも公開しています。

★ 出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

種	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア SARS 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ パラチフス 細菌性赤痢 腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで